

第五十二条中「運輸監理部長」を「地方運輸局長、運輸監理部長」に、「各号の二」を「各号のいずれかに」又は限定自動車検査証を「限定自動車検査証又は軽自動車届出済証」に改め、同条第二号中「第五十四条第一項」の下に「又は法第五十四条の二第一項」を「命令」の下に「又は指示」を加え、同条第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五号中「第一号、第三号又は第四号の処分」を「前二号に掲げる処分（法第五十四条第一項及び法第五十四条の二第一項の規定による命令を除く）」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「命令」の下に「（法第五十四条第一項の規定によるものに限る）」を加え、同号を同条第五号とする。

第五十三条中「処分」の下に「（第二号、第四号（第二号の指示の取消しに限る。）及び第五号に掲げる処分を除く。）」を加える。

第五十四条第一項中「第三号及び第四号」を「第二号（法第五十四条第一項及び法第五十四条の二第一項の規定による指示に係るものに限る。）及び第三号」に、「（第四号）」を「（第三号）」に改め、同条第二項中「第五十二条第五号」を「第五十一条第四号」に改める。

第五十七条第六号中（昭和二十六年運輸省令第七十一号）を削る。

第六十二条の二第一項に次の一号を加える。

七 エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場において、みだりに当該エアコンディショナーに充てんされているフロン類（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二条第一項に規定するフロン類をいう。）を大気中に放出しないこと。

第六十三条の二第一項中「検査対象外軽自動車」を「車両番号の指定を受けていない検査対象外軽自動車」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、運輸監理部長又は運輸支局長は、第六十三条の六第二項の軽自動車届出済証返納証明書その他の必要な書面の提出を求めることができる。

第六十三条の四第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第六十三条の六第二項の軽自動車届出済証返納証明書の交付を受けている場合にあつては、当該軽自動車届出済証返納証明書を提出しなければならない。

第六十三条の六第一項中「各号の二」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「第五十四条第二項」の下に「又は法第五十四条の二第六項」を加え、同条に次の一項を加える。

三 運輸監理部長又は運輸支局長は、法第五十四条第三項の規定により使用の停止の取消をしたとき又は法第五十四条の二第六項の規定による自動車の使用の停止の期間が満了し、かつ、当該自動車が保安基準に適合するに至つたときは、返納を受けた軽自動車届出済証を返付しなければならない。

第六十三条の八の次に次の一条を加える。

（車両番号標の領置等）

第六十三条の九 検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の所有者は、当該自動車の使用者が法第六十九条第二項の規定により自動車検査証を返納したときは、遅滞なく、当該自動車の車両番号を記載した車両番号標を取り、車両番号標について運輸監理部長又は運輸支局長（検査対象軽自動車にあつては、法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）の領置を受けなければならない。

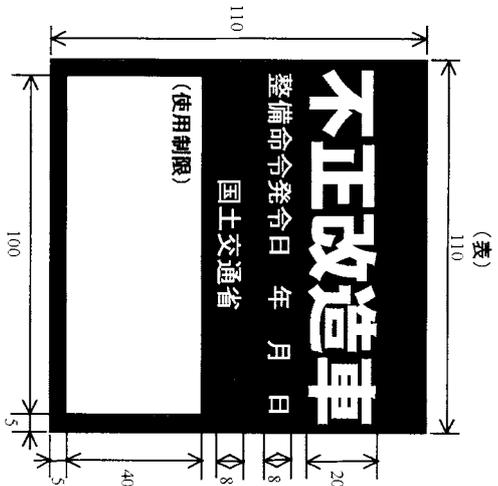
二 検査対象外軽自動車の所有者は、当該自動車の使用者が第六十三条の六第一項第一号の規定により軽自動車届出済証を返納したときは、遅滞なく、当該自動車の車両番号を記載した車両番号標を取り、運輸監理部長又は運輸支局長の領置を受けなければならない。

三 第一項の自動車の使用者が法第六十九条第三項の規定により自動車検査証の返付を受けたとき又は前項の自動車の使用者が法第六十三条の六第三項の規定により軽自動車届出済証の返付を受けたときは、運輸監理部長又は運輸支局長（検査対象軽自動車にあつては、法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、遅滞なく、領置をした車両番号標を返付しなければならない。

第六十六条の二第二項中（法第七十二条第一項において準用する場合を含む。）の下に「法第五十四条の二第四項」を加える。

第七号様式の次に次の一様式を加える。

第七号様式の二（整備命令標章（第三十四条関係））



注意事項

1 発令日から15日以内に、この自動車を保安基準に適合するよう整備を行った後、最寄りの運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所へ持ち込み、確認を受けてください。

2 上記の確認を受けるまでは、この標章は、はがしたり、汚したりしないでください。

3 使用制限の欄に記載されている場合には、その記載事項に従ってください。

4 上記の事項に違反した場合には、法律に基づき、この自動車の使用が停止されるときにも、罰せられることがあります。

備考

- 整備命令標章の地色は、赤色とし、「(使用制限)」を記載する欄は、白色とすること。
- 「(使用制限)」の文字の色は、黒色とし、それ以外の文字の色は、黄色とすること。
- 寸法の単位は、「ミリメートル」とする。

第九号様式を次のように改める。

第九号様式（自動車検査証保管証明書（第四十条関係））

自動車検査証保管証明書	
証明書番号 第	自動車検査証番号
返納した者	氏名または名称
	住 所
返納した自動車検査証の自動車登録番号または車両番号	
返 納 年 月 日	年 月 日
備 考	
以上証明する。 年 月 日	
印	

（日本工業規格A列5番型）